

令和6年度
交野市一般廃棄物処理実施計画

令和6年 4月

交 野 市

目 次

(ページ)

【基本的事項】

1. 基本的事項 1

【一般廃棄物（ごみ）処理関係】

1. 一般廃棄物（ごみ）処理にかかる基本理念 1
2. 一般廃棄物（ごみ）の排出量（見込み） 1
3. 主な取り組み 2
4. 収集・運搬計画 5
5. 中間処理計画 7
6. 最終処分計画 8
- （別表1）一般廃棄物（ごみ）収集運搬委託業者 9
- （別表2）一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者 9
- （別表3）一般廃棄物再生利用業指定業者 9
- （別表4）市が処理しないごみ 10

【一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理関係】

1. 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理にかかる基本理念 11
2. 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の排出量（見込み） 11
3. 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の処理主体 11
4. 収集・運搬計画 11
5. 中間処理計画 12
6. その他 12
- （別表1）し尿収集運搬委託業者 13
- （別表2）浄化槽清掃及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者 13
- （別表3）市が処理しないもの 13

基本的事項

1 基本的事項

(1) 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、本市域内で発生するごみの減量化及び適正処理並びに汲み取りし尿・浄化槽汚泥の適正処理に関して交野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び交野市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画に沿って必要な事業を推進するため策定するものです。

(2) 計画区域

交野市全域とします。

(3) 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

一般廃棄物（ごみ）処理関係

1 一般廃棄物（ごみ）処理にかかる基本理念

(1) 基本理念

「市民・事業者・行政が4Rに取り組み みんなでつくる循環型都市 かたの」

基本計画における減量化目標達成と、循環型社会の構築に向けて、4Rの取り組みを推進するものとし、その推進にあたっては市民・事業者・行政が相互に役割を分担し一体となって取り組んでいくものとして上記の基本理念を定めています。

2 一般廃棄物（ごみ）の排出量（見込み）

(1) ごみの排出量（見込み）

本市で発生するごみの種類と排出量の見込みは以下のとおりです。

(単位：t／年)

種 類		排出量（見込み）	合 計
家庭系	燃やすごみ	11,060	18,220
	資源ごみ	2,180	
	粗大ごみ・有料粗大ごみ	1,000	
事業系一般廃棄物		3,980	

3 主な取り組み

基本方針 1：家庭のごみの減量化・資源化のための 4 R 推進

(1) レジ袋等の減量化

① マイバッグ、マイボトルの推奨

マイバッグ及びマイボトルの普及促進の啓発等に取り組み、レジ袋や飲料容器などのプラスチック性廃棄物の削減を図ります。

(2) 不用品及び再生品の使用促進

① 不用品の活用

不用品の有効活用を行う意識を広げ、生活の中でのリユースの促進を図るため、フリーマーケットの開催に取り組みます。

② 再生品の活用

環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスの選択と再生品の積極的な購入について啓発します。

(3) 資源ごみ回収の推進

① 分別排出の徹底

燃やすごみや粗大ごみに混入している資源ごみの分別排出の推進に取り組みます。

② 拠点回収の促進

蛍光管及び小型家電の拠点回収場所の周知を図ります。

③ 資源ごみの集団回収実施団体の把握と啓発

地域の子ども会や自治会などで行っている集団回収を啓発し、団体の拡大と回収実績の把握に努めます。

(4) 生ごみ、食品ロスの減量化

① 調理くずを減らす（使いきり）

② 食品ロスの削減（食べきり）

③ 水切りの徹底（水きり）

家庭での食材の「使いきり」、食事を残さない「食べきり」、生ごみの最後の「水きり」の“3きり”を啓発するとともに、フードドライブ等食品を廃棄しないライフスタイルの啓発にも努めます。

④ 残滓の堆肥化

(5) 4 R 推進のための検討

① ごみ処理手数料の検討

粗大ごみの一部有料化の実施状況及びその効果について継続した調査検討を

行います。

② 再生利用可能なごみの分別

ごみの分別及び再生利用の先進事例等について継続的な情報収集に努めます。

③ 先進事例の調査

リサイクルを身近に感じることができる取り組み及び製品プラスチックのリサイクルについて、先進事例等の情報収集を継続します。

基本方針 2：事業者のごみの減量化・資源化のための 4 R 推進

(1) 減量化に向けた適正排出等の推進

① 排出事業者への指導

事業者へごみ減量化推進について、必要に応じた指導・啓発を行います。

② 許可業者への指導

四交クリーンセンターへの搬入状況を確認し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関連法規遵守について指導に取り組みます。

③ 処理費用負担適正化の検討

周辺自治体と情報交換をすすめ、引き続き事業系ごみの処理費用の適正化について調査を行います。

④ 本市が取り組むごみ減量化の推進

環境マネジメントシステム (K-EMS) を推進し、公共施設等でのごみ減量化の取り組みをすすめ、職員へのごみ減量意識の醸成を図ります。

(2) 生ごみ、食品ロスとストローや白色トレイなどの減量化

① 食品ロスの削減

フードドライブについては引き続き啓発などを含めた事業に継続して取り組むとともに、事業者が取り組むことができる食品ロス削減の取り組み事例について調査します。

② ストローや白色トレイなどの削減

市内の事業者に対して引き続きプラスチック製のストローやスプーン、白色トレイなどの削減への関心を広げる啓発などの事例調査に取り組みます。

③ 生ごみの堆肥化

家庭から発生する食べ残しなどの食品残滓は、市のホームページで紹介している家庭でできる生ごみ処理キエーロの啓発を行い食品ロス削減に取り組みます。

(3) 4 R 推進のための取り組み

① ごみになるものを減らす (リデュース)

詰替え商品や簡易包装商品の積極的な販売等について情報収集を行います。

② 分別排出の徹底

排出する事業者等に対して、必要に応じて、分別の徹底を図るよう啓発します。

基本方針 3 : 4 R 推進のための情報発信や環境教育の推進

(1) 普及啓発の推進

① 多様な媒体や場面を活用した情報提供

広報、ホームページ、出前講座を活用し、4 R 推進のための関連情報を提供します。

② 環境事業所フリーマーケットなどのイベントでの啓発活動

環境部関連イベント事業における啓発活動に取り組みます。

③ ごみ出しマニュアルの作成・配布

現行のマニュアルの点検・評価に取り組みます。

(2) 環境教育の推進

① 生涯学習の場での環境学習の充実

地域への出前講座等において、ごみの出し方やごみ減量化についての啓発を行います。

② ごみ処理施設等の施設見学会の実施

市民が気軽に処理施設の見学ができる環境づくりに取り組みます。

③ 学校教育の場での環境教育の充実

学校や認定こども園での環境教育における出前講座で4 R について周知するとともに、職業体験の受け入れなど、ごみ減量やリサイクルについての学習支援に取り組みます。

基本方針 4 : 安全で安定的なごみの適正処理の維持と環境保全

(1) 不法投棄等の対策

① 不法投棄のパトロール強化

民間事業者と締結している不法投棄監視に係る協定を活用し、引き続き官民で連携したパトロールを実施します。

② 地域住民等との協働による不法投棄防止活動

警察との連携を密にするとともに、地域住民とともに清掃美化に努め、不法投棄しづらい環境づくりに取り組みます。

③ 海洋プラスチック対策

「交野市プラスチックごみゼロ宣言」に基づき、マイバッグキャンペーンやポイ捨て防止などの啓発活動などに取り組みます。

(2) 災害廃棄物対策

① 災害廃棄物処理計画の策定

「交野市災害廃棄物処理計画」に従い、平時の取り組みを進めます。

② 周辺自治体との協定

東大阪地域や生駒市との相互支援協定のほか、地震災害等局地的な災害への備えとなる広範な圏域での協力体制の活用について継続した情報収集を行います。

③ 民間事業者との災害時の収集運搬の協定

業者等との災害時の支援協定の締結についてさらなる調査検討を進めます。

4 収集・運搬計画

収集・運搬するごみの量

(単位：t/年)

種 類		収集運搬量 (見込み)	合 計
家庭系	燃やすごみ	11,060	18,220
	資源ごみ	2,180	
	粗大ごみ・有料粗大ごみ	1,000	
事業系一般廃棄物		3,980	

家庭系ごみ

(1) 市による収集・運搬

① 概要

種 類	収集回数	収集・運搬	搬入先
燃やすごみ	2回/週	市(直営・委託)	四交クリーンセンター
粗大ごみ 有料粗大ごみ	1回/月	市(直営)	
缶・ビン・乾電池等	2回/月		
蛍光管 使い捨てライター	随時		
小型家電	随時	市(直営)	
新聞・雑誌・段ボール等	2回/月		
ペットボトル・プラスチック製容器包装	1回/週	市(委託)	北河内4市 リサイクルプラザ

(注1) 次頁に記載する家庭系ごみの排出方法に則って排出することができない場合は、収集・運搬は一般廃棄物収集運搬許可業者を主体とします。

(注2) 市が処理しないごみ(別表4)の処理は、一般廃棄物処理業者等(※)を主体とします。

※ 一般廃棄物処理業者とは、一般廃棄物の収集・運搬、処分又は再生を業として行うことができる者で、その一般廃棄物の収集・運搬、処分又は再生が事業の範囲に含まれる者をいいます。この場合の処分については、出来る限り再生処理を優先することとします。

(2) 家庭系ごみの排出方法

① ステーション^(注1)収集

「燃やすごみ」、「ペットボトル・プラスチック製容器包装」、「新聞・雑誌・段ボール等」及び「缶・ビン」を適正に分別し、定められた日に45リットル以下の無色透明又は白色半透明のポリ袋に入れ、「電池類」は別袋に入れて排出する。なお「新聞・雑誌・段ボール等」はひもくくりでの排出も可とします。

(注1) ステーションとは、利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所のことです。

② 戸別収集

粗大ごみは、有料と無料のもの併せて月1回5点までとし、予約受付センターへの電話等による申し込みを行い、排出時には1点ごとに予約受付番号等を記入した紙を貼付し、有料のものは粗大ごみ処理券を貼付して定められた日に排出します。

まごころダイレクト収集及び在宅医療廃棄物の収集は、登録申請があり、対象者となった方の玄関先で収集を行います。

臨時ごみは、事前に申し込みを受け付け、収集時に必ず立ち合いを必要とし、現金による手数料納付とします。

また、動物(飼い主不明・ペット)の死体は袋に密封し段ボール箱などに入れ、飼い主不明の動物は無料、ペットは粗大ごみ処理券による手数料納付とします。

③ 拠点回収

「蛍光管」、「使い捨てライター」、「小型家電」及び福祉団体の回収する「牛乳パック」は指定の回収ボックスによる拠点回収を行います。なお、小型家電は回収ボックスの口に入る大きさまでのものとします。

④ 持ち込みによるもの

粗大ごみ(自転車含む)を四交クリーンセンターへ持ち込む場合は前日までに予約し、直接同センターへ持ち込み、粗大ごみ処理券により手数料を納付します。

なお、自転車は無料で環境事業所への持ち込みとします。

動物(ペット)の死体は袋に密封し段ボール箱などに入れて環境事業所へ持ち込み、または有料で収集し、粗大ごみ処理券による手数料納付とします。

(注2) 家庭系ごみの詳細な排出方法等については「交野市ごみ出しマニュアル」によるものとします。

事業系一般廃棄物

(1) 民間事業者による収集・運搬

① 概要

種類	収集・運搬	搬入先
燃やすごみ	一般廃棄物(ごみ)収集 運搬許可業者(別表2)	四交クリーンセンター
木くず(剪定枝、刈草等) 動植物性残渣(魚腸骨(魚あら)、 揚げかす等)	一般廃棄物再生 利用業指定業者(別表3)	民間処理業者

(注1) 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とします。

(注2) 排出者はごみ減量・再資源化に努め、分別を徹底し、自らが処理できない場合には、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者または市が指定した一般廃棄物再生利用業指定業者に委託し、処理等を行うものとします。

(注3) 市の公共施設(指定管理者が管理運営する施設を除く)及び「交野市保育施設におけるおむつの処分に関する協定」により排出されるごみについては、市の責任において適正に処理することを原則とします。

(注4) 燃やすごみには再生利用できない剪定枝や刈草を含みます。

(注5) 一般廃棄物収集運搬許可業者は、事業系ごみ5業者とします。

(2) 事業系一般廃棄物の排出方法

事業者は、一般廃棄物を処理するために、その収集・運搬を一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合、無色透明又は白色半透明の 45 リットル以下のポリ袋に入れて出さなければなりません。なお、その際、資源ごみ・産業廃棄物を混入させてはならないものとします。

5 中間処理計画

焼却処理

(1) 概要 (単位：t/年)

種 類	処理方法	見込み量
家庭系燃やすごみ	四交クリーンセンターで焼却処理	15,920
事業系一般廃棄物		
粗大ごみ(破碎焼却分)		
資源ごみ可燃残渣		
使い捨てライター		

資源化処理

(2) 概要 (単位：t/年)

種 類	処理方法	見込み量
缶・ビン・乾電池等	四交クリーンセンターで選別・圧縮を行う	390
ペットボトル・プラスチック製容器包装	北河内4市リサイクルプラザで選別・圧縮梱包を行う	990
新聞・雑誌・ダンボール等	民間処理業者で資源化処理を行う	660
粗大ごみ(選別資源化分)	四交クリーンセンターで選別保管の後、民間処理業者で資源化処理を行う	190
自転車	環境事業所で再生利用するほか、四交クリーンセンターや民間処理業者で処理を行う	10
牛乳パック	民間処理業者で資源化処理を行う	10
蛍光管	四交クリーンセンターで一時保管の後、民間処理業者で資源化処理を行う	5
小型家電	小型家電リサイクル法に基づく認定事業者で資源化処理を行う	40

中間処理に使用する市関連施設の概要

(1) 焼却施設概要

施設名称	四交クリーンセンター
所在地	大阪府交野市大字私市 3029-1
施設概要	熱回収施設
処理対象物	燃やすごみ
処理能力	125 t / 日 (62.5 t / 24h × 2 炉)
処理方式	全連続燃焼式焼却炉

(2) 資源化施設概要

施設名称	四交クリーンセンター
所在地	大阪府交野市大字私市 3029-1
施設概要	リサイクル施設
処理対象物	缶・ビン、粗大ごみ・不燃ごみ
処理能力	23 t / 5h
処理方式	資源系：選別・圧縮成型 粗大系：破碎・選別

(注1)粗大ごみは破碎し、資源選別後は熱回収施設の貯留ピットへ搬入

(3) 資源化施設概要

施設名称	北河内4市リサイクルプラザ かざぐるま
所在地	寝屋川市寝屋南 1-7-1
処理対象物	ペットボトル・プラスチック製容器包装
処理能力	53 t / 11h
処理方式	選別・圧縮梱包処理

(注1)本市引き取り分の不燃残渣及び可燃残渣は四交クリーンセンターへ運搬

6 最終処分計画

焼却処理したもの

(1) 概要

(単位：t / 年)

種類	処理方法	見込み量
焼却灰等埋立残渣	大阪湾広域臨海環境整備センター等で埋立処分	2, 160

一般廃棄物（ごみ）処理関係別表

（別表 1） 一般廃棄物（ごみ）収集運搬委託業者

業者名	所在地	種類
北口建設工業(株)	寝屋川市新家一丁目 8 番 7 号	燃やすごみ (委託地域分)
(株)寝屋川興業	寝屋川市打上新町 15 番 4 号	ペットボトル・プラスチック製容器包装

（別表 2） 一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者

業者名	所在地	種類
北口建設工業(株)	寝屋川市新家一丁目 8 番 7 号	一般廃棄物 (事業系ごみ)
(株)アーバンキープ	枚方市春日野二丁目 2 番 1 号	
都市クリエイト(株)	高槻市上田辺 19 番 8 号	
(株)寝屋川興業	寝屋川市打上新町 15 番 4 号	
(有)河北産業	寝屋川市小路南町 20 番 18 号	

（別表 3） 一般廃棄物再生利用業指定業者

業者名	所在地	種類
植田油脂(株)	大阪府大東市深野 5 丁目 4 番 22 号	動植物性残渣 (揚げかす)
(有) 山田肥料商事	東大阪市柏田本町 3-28	動植物性残渣 (魚腸骨)
(有) 浪速商会	大阪市生野区鶴橋 3-1-44	
(株) 前田造園	枚方市養父丘 1 丁目 2 番 26 号	木くず
(株) 都市樹木再生センター	大東市大字龍間 698 番地	
(株) コスミック	枚方市春日西町 2 丁目 1 番 7 号	
大商造園 (株)	大阪市東淀川区瑞光三丁目 3 番 17 号	

(別表4) 市が処理しないごみ

1. 市に処理責任のないごみ
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物 ・特別管理産業廃棄物
2. 適正処理・リサイクルなどの処理体制が整備されているもの
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車及びその部品(タイヤ、ドア、バンパー、タイヤホイール等) ・原動機付き自転車・単車及びその部品 ・耕運機・農業用機械類 ・消火器 ・ピアノ(電子ピアノ・エレクトーン・オルガン等含む) ・特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)対象機器エアコン・テレビ・冷蔵庫(冷凍庫含む)・洗濯機及び衣類乾燥機
3. 収集・運搬・破砕又は焼却が困難であるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・塗料・農薬・薬剤・劇薬 ・廃油・灯油・ガソリン等の油類 ・汚泥 ・石・ガラ・土砂、自然石(漬物石含む)・砥石・うす・瓦 ・コンクリート製品(物干し台土台・ブロックを除く)・石製ベンチ等 ・エンジン付き機械類(草刈り機、芝刈り機を除く) ・オイルヒーター ・バッテリー ・ガスボンベ(カセット用ボンベは除く)・エアボンベ・プロパンボンベ ・カーポート ・金庫・耐火金庫(手提げ金庫は除く) ・コンプレッサー ・サーフボード等マリンスポーツ関係のもの ・シャッター ・焼却炉(簡易焼却炉を除く) ・スチール製又は鋳物製の門扉・フェンス・ドア(アルミ製を除く) ・介護用ベッド・リフト ・電動式ベッド・ソファー ・電動車椅子 ・給湯器(室外、ソーラー式を含む) ・電気温水器 ・ドラム缶 ・水槽(200cm以上) ・マージャン台(電動) ・シンセサイザー ・マッサージ機(椅子式・ベッド式) ・発電機(充電器) ・木材(直径・厚さが20cm以上、または長さが2m以上のもの) ・浴槽・流し台・洗面台 ・建築廃材 ・板戸 ・農業用米びつ ・除湿器・冷風機・冷風扇(冷媒表記がありコンプレッサーを使用しているもの) ・タイル ・フェンス ・ワイヤーロープ
4. その他
<ul style="list-style-type: none"> ・その他1～3に類するもの

一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理関係

1 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理にかかる基本理念

(1) 基本理念

今日の社会において、し尿・浄化槽汚泥処理は、快適な生活だけでなく、水路や河川等の公共用水域の水質を改善し、清らかで快適な水環境の創造に必要な不可欠なものとなっています。

2 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の排出量（見込み）

(1) し尿・浄化槽汚泥の排出量（見込み）

本市で発生する一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の排出量の見込みは以下のとおりです。

(単位：k1/年)

区 分	排出量(見込み)	合 計
し尿	2, 171	4, 300
浄化槽汚泥	2, 129	

3 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の搬入量（見込み）

(1) し尿・浄化槽汚泥の搬入量（見込み）

乙辺浄化センターに搬入される一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の搬入量の見込みは以下のとおりです。

(単位：k1/年)

市町村名	区 分	搬出量(見込み)	合 計
交野市	し尿	2, 171	4, 300
	浄化槽汚泥	2, 129	
寝屋川市	し尿	662	1, 782
	浄化槽汚泥	1, 120	

(注1) 広域化より寝屋川市からのし尿・浄化槽汚泥の処理については、事務委託にて行っております。

4 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の処理主体

(1) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬、処分の主体は以下のとおりです。

区 分	収集・運搬	処 分
し尿	委 託	委 託
浄化槽汚泥	許 可	委 託

(注1) 市が処理をしないもの(別表3)の収集・運搬、処分は、一般廃棄物処理業者等を主体とします。

(注2) 市の公共施設(指定管理者が管理運営する施設を除く)から排出されるし尿等については、市の責任において適正に処理することを原則とします。

*一般廃棄物処理業者等とは、一般廃棄物の収集・運搬、処分若しくは再生を業として行うことができる者で、その一般廃棄物の収集・運搬、処分又は再生が事業範囲に含まれる者をいいます。この場合の処分については、できる限り再生処理を優先することとします。

5 収集・運搬計画

(1) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の回数・方法は以下のとおりです。

区分	収集・運搬	収集回数	収集方法
し尿	一般廃棄物(し尿)収集運搬委託業者(4業者) (原則、別表1に掲げる者及び地域)	概ね2か月に3回及び随時	戸別
浄化槽汚泥	一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集運搬許可業者(10業者) (原則、別表2に掲げる者及び地域)	随時	戸別

6 中間処理計画

(1) 次に掲げる処理施設において、中間処理をする。

① 施設の概要

施設名 交野市立乙辺浄化センター
所在地 交野市星田北一丁目7番5号
処理方式 標準脱窒素法+高度処理
処理能力 65 k1 /日

※(平成24年4月18日に処理施設の一部を休止しています。)

② 委託先の概要

委託先名 株式会社ヴァイオス 桃山リサイクルセンター
所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月2822番地の6
処理方式 脱水・生物処理+発酵等
処理能力 処理施設 100 t /日 発酵施設 25.43 t /日処理

7 その他

工事等で多量のし尿等ができる場合は、事前に市と協議のうえ搬入計画等を提出し、計画搬入とします。

また、計画搬入ができない場合は、事業者の責任において適正に処理することとします。

（別表 1） し尿収集運搬委託業者

業者名	所在地	地 域
(株)交野興業	枚方市香里元町4番5号	私市、南星台、藤が尾、星田、星田北、星田西、星田山手、妙見坂、妙見東
(株)郡幸工業所	寝屋川市郡元町5番3号	青山、私部、私部西、寺、私部南、傍示、星田北、私市、向井田
北口建設工業(株)	寝屋川市新家一丁目8番7号	幾野、私市、私市山手、郡津、星田北、梅が枝、松塚
エスク(株)	大東市三箇四丁目 18 番 18 号	天野が原町、倉治、神宮寺、東倉治、星田北、森北、森南、星田、幾野

（別表 2） 浄化槽清掃及び浄化槽汚泥収集運搬許可業者

業者名	所在地	地 域
(株)交野興業	枚方市東香里元町4番5号	市内全域
(株)郡幸工業所	寝屋川市郡元町5番3号	
北口建設工業(株)	寝屋川市新家一丁目8番7号	
エスク(株)	大東市三箇四丁目 18 番 18 号	
睦工業(株)	大阪府中央区平野町三丁目1番7号	
関西浄化(株)	寝屋川市高宮栄町1番1-106号	
出口興産(株)	東大阪市柏田東町11番41号	
(株)金澤メルビック	守口市西郷通一丁目2番6号	
玄甫興業(株)	東大阪市衣摺五丁目 18 番 25 号	
(株)三ツ川工業所	大東市御領三丁目1番11号	

（別表 3） 市が処理しないもの

分 類	種 別
市に処理責任がないもの	・産業廃棄物
処理が困難であるもの	・デスポーザー汚泥 ・ビルピット汚泥 ・その他(市が処理できないもの)

備 考

本実施計画は、令和6年4月1日から適用する。